

# 平成 30 年度 あま市地域防災計画の修正要旨

## I 地域防災計画修正の根拠

あま市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、愛知県地域防災計画の修正等に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正はあま市防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第 16 条）。

## II 本年度の主な修正事項

### 1. 平成 30 年度 愛知県地域防災計画の修正に伴うもの

- (1) ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開…………… P 2
- (2) 建設業団体の指定地方公共機関への指定に伴う修正…………… P 2

### 2. 水防法の改正等の修正に伴うもの

- (1) 予想される水災の危険性の周知…………… P 3
- (2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練計画の実施…………… P 3
- (3) 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示…………… P 3
- (4) 水防活動を行う民間事業者による緊急通行に係る修正…………… P 4

### 3. 平成 30 年度 国の防災基本計画の修正に伴うもの

- (1) 避難勧告等に関するガイドラインの改訂に伴う記載…………… P 5

### 4. あま市の独自の修正に伴うもの

- (1) 代替施設の変更…………… P 7
- (2) 被災者生活再建支援…………… P 7
- (3) 避難勧告、指示等の基準…………… P 8

## 1. 平成 30 年度 愛知県地域防災計画の修正に伴うもの

### (1) ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開に係る修正

地域の防災関係者間が日頃から連携を進め、災害時にはボランティア団体等とともに協力体制を確保できるよう、県やあま市が情報をボランティア団体等と共有する場を設けるなどの記載の追加を行う。

#### ●風水害等災害対策計画

##### 第 2 編 第 1 章 第 2 節「自主防災組織・ボランティアとの連携」(P22)

#### ●地震・津波災害対策計画

##### 第 2 編 第 1 章 第 2 節「自主防災組織・ボランティアとの連携」(P36)

現行(平成 29 年 3 月現在)	改正案
<b>1 市及び県における措置</b> (1) 自主防災組織の推進 (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) (追加)	<b>1 市及び県における措置</b> (1) 自主防災組織の推進 (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) (3) <u>連携体制の確保</u> <u>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u>

### (2) 建設業団体の指定地方公共機関への指定に伴う修正

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する、一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会を指定地方公共機関へ指定したため修正を行った。

#### ●風水害等災害対策計画

##### 第 1 編 第 3 章 第 2 節「処理すべき事務又は業務の大綱」(P17)

#### ●地震・津波災害対策計画

##### 第 1 編 第 5 章 第 2 節「処理すべき事務又は業務の大綱」(P31)

現行(平成 29 年 3 月現在)	改正案
<b>5 指定公共機関 (表中)</b> (追加)	<b>5 指定公共機関 (表中)</b> <u>一般社団法人日本建設業連合会</u> <u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>

## 2. 水防法の改正等の修正に伴うもの

### (1) 予想される水災の危険性の周知

水防法の改正に伴い、市長は、区域内にある河川のうち洪水時に避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させることになったため記載を追加する。

#### ●風水害等災害対策計画

##### 第2編 第2章 第1節「河川防災対策」(P29)

現行(平成29年3月現在)	改正案
1 市、県及び中部地方整備局における措置 (追加)	1 市、県及び中部地方整備局における措置 (5) 予想される水災の危険の周知等 市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

### (2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練計画の実施

水防法の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成、市長へ報告及び訓練の実施を行うこととなったため記載した。

#### ●風水害等災害対策計画

##### 第2編 第8章 第2節「要配慮者支援対策」(P68)

現行(平成29年3月現在)	改正案
3 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (5) 浸水想定区域内の施設等の公表 (追加)	3 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策 (ア) 計画の作成等 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。 (イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及 市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明する等、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。 (ウ) 施設管理者等に対する支援 市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。 (エ) 市長の指示等

	<p>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、<u>正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。</u></p>
--	--

**(3) 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示**

水防法の改正に伴い、市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者施設が作成する避難確保に関する計画について、計画が作成されていない場合は、所有者等に必要な指示をすることができ、正当な理由なく指示に従わなかった場合はその旨公表することができることとされたことを記載した。

**●風水害等災害対策計画**

**第2編 第2章 第3節「浸水想定区域における対策」(P33)**

現行(平成 29 年 3 月現在)	改 正 案
<p><b>3 市における措置</b> (追加)</p>	<p><b>3 市における措置</b> (3) 市長の指示等</p> <p>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、<u>正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p>

**(4) 水防活動を行う民間事業者による緊急通行に係る修正**

罹災証明書の交付の迅速化を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の発行体制及び県による応援体制に係る記述の拡充や、業務支援システムの活用検討に関する記述を追加するなど、必要な修正を行った。

●風水害等災害対策計画

第3編 第8章 第1節「水防」(P159)

現行(平成29年3月現在)	改正案
<p>1 水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者における措置</p> <p>(2) 水防活動 (追加)</p>	<p>1 水防管理者(市、海部地区水防事務組合)における措置</p> <p>(2) 水防活動 キ 緊急通行 <u>水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p> <p>ク 公用負担 <u>水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p>

3. 平成30年度 国の防災基本計画の修正に伴うもの

(1) 避難勧告等に関するガイドラインの改訂に伴う記載

「避難勧告等に関するガイドライン」の改正に伴い、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示等を発令できるよう、具体的な区域を設定することや立退き避難を原則とすることとしたため、修正を行った。

●風水害等災害対策計画

第2編 第7章 第3節「避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成」(P58)

●地震・津波災害対策計画

第2編 第6章 第3節「避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成」(P68)

現行(平成29年3月現在)	改正案
<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成 市は、避難指示(緊急)、<u>避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 ウ 「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」(内閣府)を参考にすること エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成 市は、避難指示(緊急)等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 ウ 「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」(内閣府)を参考にすること エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、<u>いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示(緊急)を発令できるよう、具体的な区域を設定すること</u></p>

<p>(2) 判断基準の設定に係る助言  <u>判断基準の設定</u>については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p> <p>(3) 事前準備  市は、<u>避難勧告等を発令する際に</u>、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>オ <u>津波は想定を上回る高さとなる可能性があること</u>などから、<u>屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること</u></p> <p>カ <u>避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令すること</u></p> <p>キ <u>我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討すること</u></p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言  <u>判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</u></p> <p>(3) 事前準備  市は、避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>
--	---

#### 4. あま市の独自の修正に伴うもの

##### (1) 代替施設の変更

災害対策本部の設置場所について、本庁舎が被災した場合の代替施設は次のとおりとする。

##### ●風水害等災害対策計画

##### 第3編 第1章 第1節「災害対策本部及び警戒班の設置・運営」(P82)

##### ●地震・津波災害対策計画

##### 第3編 第1章 第1節「災害対策本部及び警戒班の設置・運営」(P103)

現行(平成29年3月現在)	改正案
<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置・廃止基準</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害対策本部の設置場所</p> <p>災害対策本部はあま市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は、速やかに代替施設を指定し、職員及び住民に周知するものとする。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置・廃止基準</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害対策本部の設置場所</p> <p>災害対策本部はあま市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は、<u>代替施設を次のとおりとする。</u></p> <p><u>第1順位 甚目寺庁舎</u></p> <p><u>第2順位 甚目寺体育館</u></p> <p><u>第3順位 七宝公民館</u></p>

##### (2) 被災者生活再建支援

前回またはこれに準ずる程度の世帯が10世帯以下であっても、被災者生活再建支援法による支援の対象としていくこととし、次のとおり記述を追加した。

##### ●風水害等災害対策計画

##### 第4編 第1章 第2節「被災者への経済的支援等」(P225)

現行(平成29年3月現在)	改正案
<p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(1) 被災者生活再建支援金</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(2)~(5)</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(1) 被災者生活再建支援金</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。</u></p> <p>(2)~(5)</p> <p>(略)</p>

### (3) 避難勧告、指示等の基準

河川洪水に関する避難勧告等の基準を次のとおり変更した。

#### ●風水害等災害対策計画

#### 第3編 第2章 第2節「避難勧告・指示等」(P107)

現行(平成 29 年 3 月現在)		改正案	
<b>8 避難の勧告・指示の内容</b>		<b>8 避難の勧告・指示の内容</b>	
(1) 避難の種類 (略)		(1) 避難の種類 (略)	
(2) 避難勧告、指示等の基準		(2) 避難勧告、指示等の基準	
区分	内容	区分	内容
避難準備・高齢者等避難開始の発表	◆市内河川の水位が <u>氾濫注意水位</u> に達し、かつ、以降 1 時間の予想降雨量が 50 mm を超える場合	避難準備・高齢者等避難開始の発表	◆市内河川の水位が <u>避難判断水位</u> に達し、かつ、以降 1 時間の予想降雨量が 50 mm を超える場合
避難勧告の発令	◆市内河川の水位が <u>避難判断水位</u> に達し、かつ、以降 1 時間の予想降雨量が 50 mm を超える場合 ◆ (略)	避難勧告の発令	◆市内河川の水位が <u>氾濫危険水位</u> に達し、かつ、以降 1 時間の予想降雨量が 50 mm を超える場合 ◆ (略)
避難指示(緊急)の発令	◆市内河川の水位が <u>氾濫危険水位</u> に達したとき ◆ (略)	避難指示(緊急)の発令	◆市内河川の水位が <u>堤防天端水位</u> に到達したとき ◆ (略)
(3) 伝達内容 (略)		(3) 伝達内容 (略)	